

給排水指定工事店説明会

1. 中高層集合住宅における各戸検針制度の変更について(p.1～p.3)
2. 指定給水装置工事事業者の更新制度について (p.4)
3. 各種様式の押印一部廃止について(再掲) (p.5)
4. 給排水工事申請における留意点について (p.6～p.8)
5. その他、連絡事項 (p.9～p.16)



上下水道局料金課 給排水担当



1.中高層集合住宅における各戸検針制度の変更について

豊田市水道事業給水条例の一部改正に伴い、令和5年4月1日から中高層集合住宅の各戸検針制度が以下のとおり変更になります。

契約の種類		変更前(現在)	変更後
直読契約	直読水道メーター 新規設置	可	可
	隔測水道メーターから直読水道メーターへの変更	可	可
隔測契約	隔測水道メーター 新規契約	可	不可
	検定の有効期間満了に伴う隔測水道メーターの交換	可	可

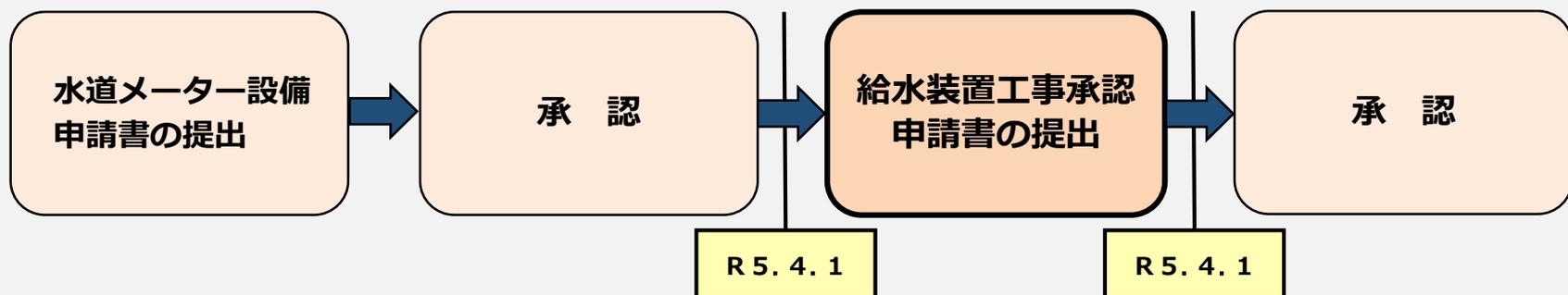
- ・直読契約…各戸に上下水道局が貸与する直読水道メーターを設置し、検針員が水道メーターを直接見て、検針及び料金徴収をする契約
- ・隔測契約…各戸に建物所有者が購入した隔測水道メーターを設置し、検針員が集中検針盤を見て、検針及び料金徴収をする契約

1.中高層集合住宅における各戸検針制度の変更について

変更後の制度は、令和5年4月1日以降に提出される給水装置工事の承認申請について適用し、令和5年3月31日までに上記の申請書が提出されたものについては、隔測水道メーターの新規設置を認めます。

※ 直読契約又は隔測契約を希望する場合、給水装置工事承認申請書の提出の前に、あらかじめ水道メーター設備申請書の提出及び承認が必要となりますので、御注意ください。

イメージ図



令和5年3月31日までに、給水装置工事承認申請書が提出されたものは、隔測水道メーターの新規設置を認めます。

令和5年4月1日以降に、給水装置工事承認申請書が提出されたものは、水道メーター設備申請が承認されていても、隔測水道メーターの新規設置を認めません。

1.中高層集合住宅における各戸検針制度の変更について

●水道メーター設備申請書の様式変更について

中高層集合住宅の各戸検針制度の変更に伴い、水道メーター設備申請書の様式が新しくなります。新しい様式は、令和4年5月末までに料金課ホームページ「よく使う様式」に掲載予定です。

※当面の間は、旧様式を使用した申請書も受理しますが、6月以降に申請される場合は新様式を使用して下さい。

2.指定給水装置工事事業者の更新制度について

令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」により、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

- ①指定の初回更新までの有効期間は法令等で定められています。
- ②有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。
- ③更新手数料：1万円
- ④手続き方法等：更新該当年度の4月頃にご案内を送付します。
- ⑤必要書類：ホームページにてご案内します。
(豊田市ホームページ→市政情報→市の組織→上下水道局→料金課
→担当ページ内の「指定給水装置工事事業者の更新制について」を参照)
- ⑥受付期間：各年度 6月～8月
審査時期の集中を避けるため、6月中の書類提出にご協力をお願いします。
(早くご提出いただいた場合でも、更新後の有効期間が前倒しになることはありません。)
- ⑦代表者・所在地・主任技術者・役員に変更がある場合は、別途書類が必要になります。
※特に、主任技術者の登録情報を変更していないことが多いため、現在の登録内容がご不明な場合は事前にお問合せください。

3.各種様式の押印一部廃止について(再掲)

令和3年1月1日より、各種様式の押印を一部廃止しました。

①押印廃止とした様式は原則として、申請書に属するものです。
※料金課担当ページに押印廃止様式一覧を掲載しておりますので、最新の様式をご確認のうえ、ご使用ください。

②承諾書に属するものは今後も押印が必要です。

(例:土地使用承諾書、私有管分岐承諾書、水圧水量不足承諾書、給水装置所有者変更届など)

③押印廃止とした申請書に押印がされていても、正式書類として受理いたしますので、修正いただく必要はありません。

※ 押印廃止とした申請書の記載内容についても、これまでと同様、責任をもって確認・記載してください。

4.給排水工事申請における留意点について

(1)給排水工事の設計にあたっては、事前に申請者(施主)とよく協議した上で申請してください。また、必ず工事着手前に申請書を提出し、承認(確認)後に工事を施工してください。

※急ぎの工事であっても例外はありません。

(2)「給水装置工事の施工基準」、「下水道排水設備要覧」、「排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト」や関係法令等をご確認いただき、適切な申請をしてください。

(3)給排水申請の標準的な審査期間は2～3週間程度です。提出書類に不備があった場合はさらに時間がかかります。余裕をもった申請を心がけてください。

(4)様式は、常に最新のものを使用してください。現在運用している様式は、『料金課ホームページ内「よく使う様式」』に掲載されています。

4.給排水工事申請における留意点について

●メーターの設置位置について

メーターは、原則として、宅地内の官民境界から1.0m～1.5m以内で、計量点検及び取替えが容易な場所に設置すること。

・一般住宅の場合、メーターより手前での漏水は上下水道局で修繕を行うことになるため、特別な理由がある場合を除き、メーターは原則、官民境界から1.0～1.5m以内に設置してください。

・計量法に基づき、水道メーターは8年ごとに交換が必要となるため、メーターボックス付近には工作物を設置しないでください。

※交換等に支障があると判断した場合、工作物を撤去していただきます。

4.給排水工事申請における留意点について

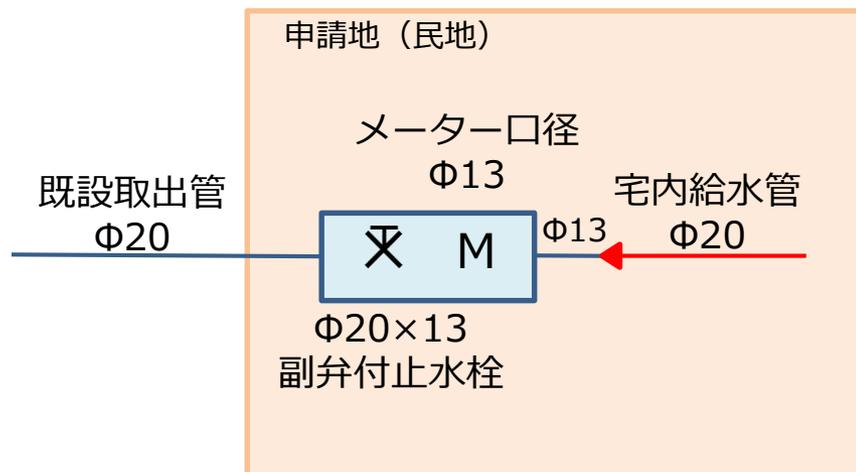
●13mmから20mmへのメーター口径変更について

メーター口径を13mmから20mmに増径する場合は、**新規給水負担金の差額はありません。**

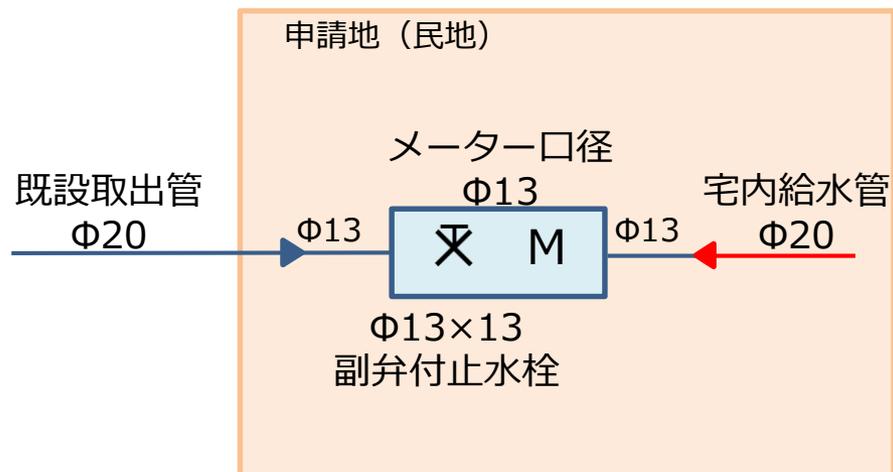
屋内配管を20mmで設計する場合は、原則、メーター口径も20mmに口径変更してください。

- ・取出 13mm → メーター 13mm → 屋内 20mm : ○
- ・取出 20mm → メーター 13mm → 屋内 13mm : ○
- ・取出 20mm ⇒ メーター 13mm ⇒ 屋内 20mm : ✕

禁止例①



禁止例②



5.その他、連絡事項

●豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 に関する事務取扱要綱の制定について(再掲)

令和3年4月1日より、給水装置工事事業者に対し適切な事務を実施するために必要な事項を定め、給水装置工事の平準化とその向上及び事務の適正化を図ることを目的とした事務取扱要綱を施行しました。

違反行為があった場合は処分されることがありますので、十分ご注意ください。

点数	処分内容
20点以上	文書注意
50点以上	6ヶ月以内の指定停止
100点以上	指定取消し

取消し等に係る事由（一部抜粋）

- ・盗水を伴う給水装置工事等を施工したとき 100点
- ・給水装置工事承認申請をしないで、給水装置工事を施工したとき 20点
- ・上下水道局が請求した書類を当該年度又は指定の期日までに提出しなかったとき 20点
- ・給水装置工事の施工承認の期間が120日を超えたとき 10点

5.その他、連絡事項

●給排水工事申請様式の一部改正について

工事申請に係る書類について、様式が一部改正されます。
改正後の様式は、令和4年5月末までに料金課ホームページ内「よく使う様式」に掲載予定です。

改正される様式は、P12. P13をご覧ください。

※当面の間は、旧様式を使用した申請も受理します。

※書類の記入方法に大きな変更点は、ありません。

様式は、常に最新のものを利用してください。

5.その他、連絡事項

豊田市水道事業給水条例施行規程の様式

1	給水装置工事承認申請書(様式第1号)
2	給水装置工事承認通知書 (様式第3号)
3	土地使用承諾書 (様式第5号)
4	給水装置所有者及び管理区分の確認書 (様式第6号)
5	自家用給水設備使用承認申請書 (様式第7号)
6	給水装置工事施行承認延期申請書 (様式第8号)
7	私設消火栓使用届 (様式第9号)
8	臨時演習使用申請書 (様式第10号)
9	メーター試験請求書 (様式第11号)
10	新規給水負担金減免申請書 (様式第14号)

※当面の間は、旧様式を使用した申請も受理します。

※書類の記入方法に大きな変更点は、ありません。

5.その他、連絡事項

給水装置工事の施工基準の様式(4月末までに掲載予定)

1	新規メーター取付依頼書 (様式第10号)
---	----------------------

※設置場所が同じ給水装置(マンション等)の場合、1枚にまとめて提出可能になります。

※当面の間は、旧様式を使用した申請も受理します。

豊田市下水道規程の様式

1	排水設備計画確認申請書 (様式第1号)
2	排水設備計画確認通知書 (様式第2号)
3	排水設備設置義務免除許可申請書 (様式第3号)
4	排水設備設置義務免除許可書 (様式第4号)
5	下水道一時使用許可申請書 (様式第12号)
6	下水道一時使用許可書 (様式第13号)

※書類の記入方法に大きな変更点は、ありません。

※当面の間は、旧様式を使用した申請も受理します。

5.その他、連絡事項

●料金課 窓口対応時間についてのお願い

令和2年4月1日より料金課の窓口対応時間を下記のとおり変更しています。

料金課窓口対応時間

・水曜日 **原則対応できません** (平成30年9月より実施)

・水曜日以外 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 15:00 の間

一般のお客様対応のため窓口閉鎖は行いませんが、上記の時間内に相談等をしていただくようご協力をお願いします。

15:00以降に相談等があるときは、事前に予約をしてください。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

5.その他、連絡事項

●ファイリングシステムの更新について

令和4年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和4年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。新しいIDとパスワードの取得するには、**ファイリングシステムの利用誓約書**を提出していただく必要があります。

※ 利用誓約書は、給水・排水それぞれ別に提出していただく必要があります。
様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内設備図は、個人情報になります。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。**所有者の承諾及び料金課の確認なしの持ち出し並びにスマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。**給水装置管理台帳及び排水設備台帳を持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を必ず提出してください。

ファイリングシステムでは、いつ、何を利用しているか記録しています。問題発生時の責任の所在に関わります。**利用後は、必ずログアウトしてください。**

5.その他、連絡事項

●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書(※1)の提出期限は、
令和4年 4月6日(水)午前中です。
期限厳守をお願いします。

- ※1 給水 … 材料支給確認書
排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等